

〔徒然草上〕尹大納言光忠入道、追讐の上卿をつとめられるに、洞院右大臣殿實泰藤原に、次第を申請られければ、又五郎男を師とするより外の才覺候はじとぞの給ひける。彼又五郎は老たる衛士の、よく公事に馴たる者にてぞ有ける、近衛殿著陣し給ひける時、ひざつきを忘れて、外記をめされければ、火たきて候ひけるが、先ひざつきをめさるべくや候らんと、忍びやかにつぶやきけり、いとおかしかりけり、

〔西宮記臨時十〕駒牽日獻盃事

信濃大引日裝束如例、但著平緒、臨其時進向上卿前膝突座在地也上獻盃、

〔侍中群要三〕出陣事

上卿於陣座召藏人之時、○中至膝突居可懸膝也不妄座也、

〔西宮記臨時十二〕應和三年五月廿九日、大納言源朝臣令奏山城國司申宣旨下檢非違使仰、○中史又候膝突敬屈候、上薦者坐之後許之下薦頗居直東面史著膝突申文云々、
〔小右記〕寛仁元年八月九日甲戌、今日皇太弟朱雀立給日、○中先召式部給下名下官註數膝突二枚、
所示召著左少將誠任、右少將兼房仰之、

〔天和三年立太子次第〕當日早旦、諸司奉仕南殿御裝束、○中次內辨令官人數軾、○中次職事來就軾、仰云以朝仁親王、○中東可爲皇太子令作宣命、○中次職事就軾召大臣、○中次職事就軏仰可差進啓陣由、次大臣令官人加數軏、次大臣召外記、仰可召近衛由、次左右近衛次將就軏、大臣仰可候啓陣之由、次將稱唯退出、次大臣召外記、仰可召兵衛由、次左右兵衛佐就軏、大臣仰啓陣、近衛其詞如左右兵衛稱唯退出、

〔長秋記〕大治四年正月廿九日戊申、兩院鳥羽河御幸賀茂社也、○中先立幣案、當御座正方、其南倚幣、其南置軏、其西南置上卿圓座、○中陰陽師宗憲著軏、